

# 令和8年度岩泉町会計年度任用職員募集のお知らせ

## 1 募集職種・人数など

募集一覧を確認ください。

## 2 応募方法

随時採用者を決定いたしますので、職種により募集が終了している場合があります。募集状況をお問合せのうえ、下記書類を応募先に提出してください。（郵送可）

- (1) 町指定様式の履歴書※週 35h 未満勤務の方は写真不要の履歴書
- (2) 資格要件がある職種は、それを証明できる書類の写し
- (3) ハローワークの紹介を受けた場合紹介状

## 3 問い合わせ・応募先

- (1) 町長部局  
総務課秘書人事室 ☎0194-22-2111 内線(310)  
〒027-0595 岩泉町岩泉字惣畑 59-5
- (2) 教育委員会部局  
教育委員会事務局学校教育室 ☎0194-22-2111(内線 509)  
〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 21-1

## ◆勤務条件など

任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項
給料報酬	職種ごとに初任給と上限を定めています。当該職に就くにあたり役立つ経験がある場合、それらの経験を考慮して給与を決定します。 なお、給与改定により給料表が改定された場合は年度当初に遡及して増減することがあります。 【参考】事務補助として週 35 時間勤務した場合 月額：152,012 円～162,851 円
諸手当等	賞与：条例に定められた月数での支給となります。令和 7 年度実績：3.5 月 給与改定により支給月数が増えることがあります。 任期が 6 ヶ月以上かつ、週 15.5 時間以上勤務する場合に支給となります。 通勤手当：片道 2 km 以上で月額 2,000 円～30,000 円 日給、時給の場合は勤務日数に応じて日割り支給となります。 退職手当：フルタイムで 6 か月以上勤務した場合に支給対象となります。 支給対象になると同時に雇用保険資格を喪失します。
勤務時間	《フルタイム勤務》 7 時間 45 分×週 5 日勤務 《パートタイム勤務》フルタイム勤務の範囲内で設定(38 時間 45 分未満/週) ※勤務場所などによって異なる場合がありますので面接時にご確認ください。 ※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）
任用期間	会計年度任用職員の 1 回の任期は最長 1 年です。職種により異なりますので募集のお知らせを確認ください。
試用期間	1 ヶ月（再度の任用の場合も同様）
福利厚生	共済組合※、厚生年金保険※、雇用保険※、公務災害補償等 ※週 20 時間以上勤務し、月額 88,000 円を超えるなどの任用条件となった場合に資格を取得します。
服 務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 ○パートタイム勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事（兼業）ができます。ただし、以下の場合には認められませんので留意してください。 ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合 ※兼業先との所定勤務時間の合計が常勤職員の標準勤務時間を上回る場合等 ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって岩泉町の信用を損なうおそれがある場合
受検資格	地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。 その他必須資格等は「募集一覧」をご確認ください。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 岩泉町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年間を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
選考方法	書類・面接選考を実施します。面接日時は募集期間終了後に担当課からお知らせいたします。